

令和6年度第3回豊見城市総合教育会議 議事録

1 日時 令和7年1月29日（水）13時30分～

2 場所 豊見城市役所4階第1会議室

3 議題

- (1) 令和7年度の教育施策について
- (2) 本市における不登校の状況及び対策等について
- (3) 豊見城市民の歯・口腔保健の推進に関する条例の制定について
- (4) 豊見城市総合教育会議に関する要綱の一部改正について

4 出席者

- (1) 構成員 市長、教育長、教育委員4名
- (2) 関係者 教育部長、こども未来部長、福祉健康部長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課参事、学校施設課長、生涯学習振興課長、文化課長兼図書館班長、健康推進課長、教育総務班長、保健予防班長
- (3) 事務局 総務企画部長、総務課長、総務班長
- (4) その他 傍聴人 無し

5 会議の内容

発言者等	発言内容等
総務企画部長	<p>皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、令和6年度第3回豊見城市総合教育会議にご出席いただき、どうもありがとうございます。本日の司会をさせていただきます総務企画部長の内原といいます。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、資料の確認をしたいと思います。資料につきましては会次第のほうは1枚と、議題関係の資料が6部になっているかと思えます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また本会議につきましては議事録をまとめることを目的に、ICレコーダーで録音をいたしますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第3項の規定により、本会議は地方公共団体の長が招集することになっております。これより先の進行につきましては徳元市長が</p>

	行いますので、市長、よろしくお願いします。
市長	<p>皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、令和6年度第3回豊見城市総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。そして日頃から本市の教育行政に格別なるご協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げたいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議題1の令和7年度の教育施策についてでございます。事務局からの説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>教育部のほうから説明をさせていただきたいと思っております。この第1番目の令和7年度、来年度の教育施策につきまして、今、2月定例会での新年度の予算に向けて鋭意折衝を続けているところであります。内示を受けた時点での状況になっておりますので、いろいろ復活要求も含めて調整をしているものについては、今ほとんど入っておりません。あと、大きなもの全てについて説明することは難しいですので、大きな施策について説明をしていきたいと思っております。まず課ごとに行きたいと思っておりますので、教育総務課長のほうからよろしくお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課、赤嶺です。教育総務の施策について説明させていただきます。本市総合計画施策分野は義務教育の充実。今後の取組方針は(2)教育施設・設備等の充実に関係する事業となっております。①事業名、情報教育補助員派遣事業。こちらは沖縄振興特別推進交付金事業を活用した事業となっております。一次内示額は1,576万9,000円です。概要につきましては情報教育指導補助員4人を小中学校へ派遣し、ICT機器を活用した授業をサポートすることで、児童生徒の情報活用能力の向上となります。②事業名、電子黒板整備事業です。こちらにつきましても沖縄振興特別推進交付金事業を活用いたします。一次内示額は3,719万1,000円です。概要につきましては静止画のみならず動画の配信による外部との交流や、タブレット端末との共有など、視覚的な教材の活用幅を広げるため、機能強化された電子黒板の整備を行います。電子黒板につきましては46台購入予定としております。③事業名、公立学校情報機器整備事業。こちらは新規事業となっております。一次内示額1億3,924万1,000円です。概要につきましてはGIGAスクール構想第1期に整備した児童生徒用端末ク</p>

	<p>ロームブックの更新を行います。クロームブック端末2,482台購入予定をしております。④事業名、校務用コンピュータ整備事業。一次内示額6,864万円です。概要につきましては導入から5年以上経過し、Windows11アップグレード対象外の教職員用パソコンを更新するため購入いたします。こちらにつきましては令和6年度、令和7年度の2年をかけて562台を整備予定としております。⑤事業名、学校版ネットワーク強靱化事業。一次内示額1,737万4,000円です。概要につきましては教育用ネットワークの維持管理に必要な回線使用料、プロバイダ料などの経費となっております。⑥事業名、G I G Aスクール整備事業。一次内示額1,100万3,000円です。概要につきましてはG I G Aスクール運営維持に伴うW i - F i アクセスポイントの保守管理、I C Tを活用した教育を推進するための著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護に必要な著作物を無許諾利用できるようにするための経費となっております。</p>
教育部長	<p>市長、課ごとに全部説明した後に質疑ということによろしいですか。</p>
市長	<p>はい。</p>
教育部長	<p>分かりました。続きまして学校教育のほうお願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課、金城です。次の議事をお願いします。義務教育の充実の中の(1)教育プログラムの充実に係る事業です。①外国人英語補助員配置事業。一次内示額2,068万8,000円でございます。概要です。外国人であるA L Tを中学校に派遣することにより、ネイティブスピーカーによる生の外国語を体験させるだけでなく、異文化を持つ者とのコミュニケーションを通し、外国語への関心意欲を高める内容でございます。次に②小学校英語活動講師配置活動でございます。一次内示額3,488万9,000円でございます。概要です。小学校へJ T Eを派遣し、コミュニケーションの手段として英語に慣れ親しませるとともに、実際の授業においてコミュニケーションを図る楽しさを体験させる内容でございます。次に③中学校英語検定試験等補助事業です。一次内示額395万1,000円です。概要です。中学生に英語検定試験等の受験料を助成し、資格受験を通しグローバルな場面にも自信を持てる人材の育成を図るものでございます。次に④英語キャンプ事業です。一次内示額29万6,000円。概要です。夏休みに小学生、中学生、それぞ</p>

れを対象に、英語環境を創出した活動を実施するものでございます。次に⑤英語音読プレゼン練習アプリケーションシステムでございます。一次内示額410万4,000円です。概要ですが、中学校に英語音読プレゼン練習アプリケーションを導入し、英会話力の向上を図るものでございます。次に⑥小中学校国際交流事業。一次内示額172万4,000円でございます。概要です。市内小中学校と県内アメリカンスクールの交流を通し、その興味関心を高め異文化を認め合う風土を醸成することで、グローバルな人材育成を図る内容でございます。次に⑦理科備品整備事業です。これは一次内示額です。すみません予算要求額となっておりますが、700万円でございます。概要です。市内の小中学校に必要な理科備品等の整備を図るものでございます。次に⑧小学校指導書・教師用教科書の購入事業です。一次内示額317万4,000円です。概要です。小学校教員に必要な指導書及び教師用教科書の整備を図るものでございます。次に⑨中学校指導書・教師用教科書の購入事業です。一次内示額が1,516万2,000円でございます。概要としては中学校教員に必要な指導書及び教師用教科書の整備を図るものでございます。次年度額が大きいのは、教科書改訂に伴って教師用指導書等も入れ替える必要があるため、額が大きくなっております。次に⑩学力向上推進事業（新規）でございます。内示額が141万円でございます。概要です。教育講演会や教育啓発ののぼり旗の配付など、これまで学力向上推進委員会で実施してきた事業を継続し、実施するものでございます。次に⑪学力強化支援事業です。一次内示額1,334万6,000円でございます。概要ですが、受験に対する不安を取り除くため、市内中学校で放課後に受験生を対象とした受験対策講座を実施するものでございます。

次に（３）の学校給食の充実に係る事業の説明をいたします。事業名、①学校施設運営事業。一次内示額が7億3,238万円でございます。概要としましては、安全安心な学校給食を提供するため、施設の維持、給食の調理、食材の調達、給食費の徴収などの学校給食の運営を行うものでございます。次に②学校給食センター整備事業。一次内示額が20万円です。老朽化が課題となっている給食センターについて、現行の学校給食衛生管理基準に則した建て替えに向けた取組を進める内容でございます。

次に（５）個に応じた支援体制の充実に説明をします。①の事業です。就学援助補助事業。一次内示額9,048万円でございます。

概要です。経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、義務教育に必要な教育費の一部を援助費として支給する。また、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援する内容でございます。次に②生理の公平事業。一次内示額147万3,000円です。概要は市内小中学校のトイレに生理用品を備えることにより、児童生徒が安心した学校生活の充実を図る内容でございます。次に③適応指導教室学習支援員配置事業です。一次内示額840万8,000円。概要です。とよむ適応指導教室へ学習支援補助員を配置し、適応指導教室へ通う児童生徒支援を行う内容でございます。次に④学力向上推進補助員配置事業。一次内示額4,702万2,000円です。市内小中学校に教育の補助として学力向上推進補助員を配置し、別室等で教育支援を要する児童生徒の対応を行う内容でございます。次に⑤校内自立支援室事業。一次内示額829万8,000円でございます。概要です。校内自立支援室に学習支援補助員を配置し、校内自立支援室を利用する生徒の個々の状況に応じた学習支援を行う内容でございます。次に⑥学習支援員補助員配置事業です。一次内示額823万4,000円でございます。概要です。対象中学校に学習支援員を配置し、別室指導を要する生徒の状況に応じた教科指導に支援を行う内容でございます。次に⑦登校支援員配置事業でございます。一次内示額2,146万4,000円です。概要ですが、クラス担任制である小学校に登校支援員を配置し、授業で対応できない担任に代わり登校支援を行う内容でございます。次に⑧校内支援教室物品整備事業でございます。一次内示額231万7,000円、新規事業でございます。概要です。小学校に校内支援教室を設置することに伴い必要となる物品を整備する内容となっております。次に⑨スクールソーシャルワーカー配置事業です。一次内示額1,175万8,000円です。概要ですが児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図るため、中学校区ごとに3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭と福祉関係部門をつなぐなど、課題解決を図る内容となっております。次に⑩特別支援教育支援員配置事業です。一次内示額1億1,810万円です。支援員を配置し教員と連携の上、特別な支援を要する子に対し学校生活上の介助や学習支援や健康・安全確保、周囲の声の障害理解促進を図る内容でございます。次に⑪特別支援教育心理士配置事業です。一次内示額316万2,000円でございます。概要です。心理士を配置し、特別な支援

	<p>をする子の教育支援体制を学校と構築し、支援の充実を図る内容でございます。次に⑫医療的ケアのための看護師配置事業です。一次内示額1,507万8,000円です。日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する市内小中学校に看護師を配置することにより、児童生徒等に係る学習環境を整備の上、教育の充実を図る内容でございます。次に⑬スクールロイヤーの事業です。一次内示額66万円です。概要です。子ども同士の問題、子どもと教師の問題、保護者と教師の問題などに対し、子どもの最善の利益を念頭に学校を法的な観点から支援する内容でございます。次に⑭部活動指導員配置事業です。一次内示額、今のところついておりませんが、人件費の査定ができ次第つくということで伺っております。内容としましては、各中学校に部活動指導員を配置し、部活動の適正な運営を図る内容となっております。次に⑮児童生徒等派遣補助事業です。一次内示額303万2,000円です。概要です。離島、県外にて中学校体育連盟等が開催する県大会の渡航費等の一部を補助し、上位大会への出場機会の確保を図る内容となっております。</p>
<p>学校施設課長</p>	<p>続いて学校施設課になります。6ページになります。教育大綱にある義務教育の充実（2）教育施設設備の充実として、まず①体育館・武道場天井等落下防止対策事業です。一次内示額として3,623万4,000円の事業費となっております。事業概要としまして、平成27年度に作成した最新点検報告書に基づき、市内小中学校の体育館等について天井等の非構造部材落下防止対策を行います。令和7年度につきましては伊良波小学校及び伊良波中学校の体育館のバスケットボールなどの落下防止対策工事を行います。次に②小中学校長寿命化事業です。一次内示額として6,288万7,000円の事業費となっております。事業概要としまして、豊見城市立学校施設長寿命化計画に基づき、施設の適切な維持管理及び長寿命化を図るため、不具合が生じている施設について改修及び機能強化を行います。令和7年度につきましては、豊見城小学校の運動場整備工事を行うこととなっております。次に③市内学校プール整備事業。一次内示額は979万円の事業費となっております。事業概要としまして学校屋外プール事業においては、熱中症や紫外線対策のため遮光ネットを設置してまいります。令和7年度におきましては設計業務を行ってまいります。次に小中学校省エネ再エネ設備導入先進事業となっております。④学校施設LE</p>

	<p>D化推進事業です。一次内示額81万5,000円となっております。事業概要としましては学校施設の省エネ再エネ設備導入を推進するため、令和6年度に工事を行ったLED照明の維持管理を行うものとなっております。⑤かりーる一ふ太陽光第三者所有モデル事業でございます。これも概要としましては学校施設の省エネ再エネ設備の導入を推進するため沖縄グループが所有し設置した太陽光発電設備の運用を開始するとともに、設置した学校において環境学習（沖縄電力による出前授業）を行っていく予定となっております。</p>
<p>生涯学習振興課 長</p>	<p>次に生涯学習振興課です。7ページをお願いいたします。生涯学習社会の確立。1生涯学習のまちづくりにおきまして、(1)豊寿大学、2年一括りの事業で、令和7年度が最終の年度となっております。(2)全沖縄こどもエイサーまつり、生涯学習フェスティバル、こちらも引き続き開催していきます。3生涯学習活動拠点の整備・充実です。こちらは対前年度比で451万4,000円の増となっております。主に施設の修繕費等となっております。</p> <p>8ページをお願いいたします。4学校区域を拠点としたコミュニティづくりにつきまして、こちらは新たなものが(3)になります。学校施設開放管理委託事業。こちらは豊崎中学校の一般開放に伴う増額となっております。次に5家庭教育・地域教育力の向上。こちらの一番下ですね。はたちの集い、こちらが各実行委員会で10万円から20万円への増額が認められております。</p> <p>次に9ページをお願いいたします。家庭教育支援事業。こちらは親の学びや親子講座等を開催いたします。県外・国際交流の活性化。こちらが1姉妹都市を軸とする県外交流の活性化。子ども会、スポーツ少年団、ジュニアリーダー、こちらの姉妹都市交流を推進します。こちら、すみません。土佐清水市への派遣となっておりますが、受け入れの誤りとなっております。(3)少年平和大使事業。こちら2年一括りの事業で、令和7年度は派遣。令和8年度が受け入れとなります。2国際交流の推進。青少年国際交流事業。14名の中学生の派遣を計画しております。</p> <p>10ページをお願いいたします。スポーツレクリエーションの振興。1多彩なスポーツ事業の実施。(2)のほうで体育施設費。こちらは安全安心に利用できるよう、施設の維持管理、修繕等を行ってまいります。2スポーツ関連団体と指導者の育成支援。体育協会、スポーツ少年団へ運営費を補助してまいります。3</p>

	<p>スポーツによる地域活性化。サッカーキャップ等受入推進事業を引き続き推進していきます。</p>
<p>文化課長</p>	<p>続きます文化課、浜本です。ご説明申し上げます。まず生涯学習社会の確立で、1生涯学習のまちづくり。(4) 図書館費(事務管理費)ですが、一次内示額が1億1,864万3,000円となっています。次に事業の概要ですけれども、市立中央図書館は平成8年に開館して以来、図書資料の充実、利用者ニーズへの対応及び生涯学習の支援を行い、市民の多種多様な学習情報の発信拠点としての一躍を担っております。昨今では図書館法第7条の2の規定に基づき、図書館の健全な発展に資するため、平成24年に図書館の設置及び運営上望ましい基準が改正され、図書館は社会変化等により、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化及び多様化に対応する必要があります。よって、本事業はこれらを踏まえた当図書館の運営に必要な経費、事務管理経費となっております。</p> <p>続きます(5) 電子図書館整備事業ですが、一次内示額が336万円となっております。次に事業概要ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、子どもたちの学習環境の整備等を図るため、令和2年度に新型コロナ地方創生交付金を活用して、電子図書館システムを導入いたしました。読書バリアフリー法及び障害者差別解消法への対応及び来館困難者に対する対策を講じるため、次年度以降も引き続き電子図書館システムの運用を適切に行ってまいります。</p> <p>続きます地域文化の振興。(2) 歴史的・文化的資源の保護・整備活用ですが、事業名が埋蔵文化財確認調査事業。文化庁補助事業となっております。一次内示額が1,000万円となっております。事業内容としましては、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地における開発が検討されている地域において、埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにするため、試掘確認調査を実施し、埋蔵文化財の適切な保護を図ります。主に長嶺城址総合公園整備事業に伴い長堂古島遺跡での試掘確認調査を実施したいと考えております。</p> <p>次に(3) 文化事業の推進と関連施設の充実ですが、事業名がデジタル博物館事業。一括交付金事業となっております。一次内示額が4,516万9,000円となっております。事業内容としては、令和3年度に公開を開始したデジタルアーカイブを活用して、豊見城市の魅力をより多くの人々に発見・利活用を促進するため、普及推進を行いつつデータベースの充実化、高度化を図りデジタ</p>

	<p>ルコンテンツの追加、市内各地の文化財を現地からクラウド上の情報へアクセスを可能にするデジタルツイン化、国立機関のデジタルアーカイブ連携等を行います。併せて議会の議事録や広報紙などのアナログ資料をスキャン、テキスト化し、豊見城市の戦後資料として利活用しやすい状態に整理して、デジタルアーカイブを活用した情報発信につなげていきます。</p> <p>最後に（４）市史の調査と記録ですが、事業名が豊見城市史第5巻「社会と文化・教育編」編集事業となっております。一次内示額が954万4,000円となっております。事業内容につきましては、豊見城市史第5巻「社会と文化・教育編」は戦前から続く教育、文化、産業等の歴史や終戦直後の社会の歩みとその後の本土復帰、急速な都市開発等を経験した豊見城の歴史を多角的な視点から調査を行い、豊見城独自の変化のありさまを浮かび上がらせることを目的に、編集作業を行います。新年度、令和7年度に発刊をいたします。さらに市史の活用推進として、企画展、シンポジウム、学校現場の利活用推進の活動を実施いたします。</p>
教育部長	これで令和7年度の教育施策の説明は以上となります。
市長	説明ありがとうございました。多岐にわたる事業を一気に5課分の説明という形になったんですけれども、大分ボリュームがありますが、その内容について、委員の皆様のご意見、もしくはご質問がございましたら、お願いしたいと思います。はい、宮城委員、お願いします。
宮城委員	今、一次内示額ということで提示されていますが、この内示額というのはこれから増減とかあり得るのでしょうか。そういう質問をさせていただいたのは、先ほどの一次内示額はゼロ円というところで、ついてくるというふうな説明があったかと思いますが、それを受けての質問でございます。
総務企画部長	予算につきましては2月4日に、最終は庁議でもって決定します。今現在は一次内示を出した段階で今復活要求をやって、事務的な処理をしているところで、今後は市長はじめ教育長も一緒に調整した上で庁議で決定ということになっていきますので、予算の編成過程ということでご理解いただければと思います。
宮城委員	ここには増減というのはついてくるわけでしょうか。
総務企画部長	ここはまだ修正で変わってくる場所なので、先ほどゼロのところがありましたけれども、あちらについても今、人事課と調整

	に入っていますので、その辺でまた復活する可能性はあるということです。
宮城委員	分かりました。
教育部長	ほかの部分についてはおおむね、今上がっているものについては、その額であるというふうに理解をさせていただいて結構だと思います。
宮城委員	はい、ありがとうございます。
市長	ほかにございますでしょうか。
教育長	教育総務課の1ページなんですけれども、校務用コンピュータ整備事業で、ノートパソコンが先ほど課長から562台整備しないといけないうちの、今ついているのが312台予定ということですよね。
教育総務課長	すみません。令和6年度、令和7年度で合計562台で、令和6年度、今年度は250台は整備済みです。令和7年度につきましては312台購入の予定です。説明不足ですみません。
教育長	いいえ、分かりました。ありがとうございます。
市長	よろしいですか。はい、じゃあ下條委員。
下條委員	電子黒板整備事業で46台購入予定ということがあるんですけれども、これってほかのもそうですけど、更新がまたあるのかなと思うんですけれども、何年後ぐらいに更新ということが分かれば。
教育総務課長	下條委員の今のご質問ですが、この46台整備した後に、この46台をまた次に更新するか。
下條委員	いいえ、この1台に対してどれぐらいもつのかなという。またお金がかかるかなと思ってですね。
教育総務課長	電子黒板の耐用年数的には4年から6年という認識ではあるんですが、この先こちらのほうを更新するといった場合には、どのタイミングで更新するかというのは予算の兼ね合いもあるので、もし補助金を活用して購入ができるのであれば、その時に検討したいと思います。
教育部長	これに補足しますと、最初に入った頃ののものについてはおおむね10年程度を見て、今置き換えていますけど、今庁舎の中でも現役を引退したものが庁舎の中で電子黒板として使われたり、ほかの所で活用されているので、どの程度もつかについては、若干幅があるかなと思います。ただ部品の耐用年数とか、そこら辺は実

	際にやってみないと分からないというのが実情のところですよ。
下條委員	はい、分かりました。
市長	今の話は平準化みたいな考え方もあるわけですよ。一気にやったら相当な金額が出るけど、徐々に段階的に平準化して、次年度に46台ということの意味でされていますよね。平準化の考え方は持っているんですよ。
教育総務課長	一応ですね、当初、平成の年代に入れた電子黒板を機能強化するというので、毎年購入してまして、令和8年度まで機能強化した黒板を導入予定です。そちらのほうで一応一区切り、機能強化が全部されているということで学校は終了する予定ですが、その次の更新時期につきましては、またこちらのほうで検討したいと思っています。
下條委員	ありがとうございます。
市長	備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	去る金曜日に、琉球新報で部活動の地域活性化についての講演会がありましたけれども、この⑭のほうが一次内示額がゼロになっております。去年が900万円。倍増か三倍にするのかなと思っただんですが、これについては聞き漏らしたのか分かりませんが、もう一度説明をお願いしたいと思います。
学校教育課長	部活動指導員については、前年同様の人数で今予算要求しているところですが、その人件費に係る計算がまだ間に合っていないということで、ゼロとなっている現状だと聞いております。なので要求した額は恐らくつくのではないかと期待しているところです。
備瀬委員	はい、分かりました。
市長	はい、どうぞ部長。
教育部長	今、部活動については、今の在り方について全国的には外に、地域に帰していくという動きになっている部分は、文科省もそのようにしています。働き方改革でもそのようなお話をしているところではありますが、ただ本市につきましては、まだ部活動自体が中学校と関わりが強くありますので、この辺との関わりを見ながら当面は学校のほうに指導員の強化をしていって、徐々に時期を見ながら、できる競技に係る部活動に関しては地域に移管をしていくという形になっていくのかなと思っております。徐々にそこは働き方改革の進み具合にもよるとは思うんですけども、学校

	を支援する形で先生方の部活動の顧問の負担をまず減らしていった、その後、徐々に地域という形で進めたいなというふうに、現時点では考えているところです。
市長	田名委員、どうぞ。
田名委員	今のこの部活動に関してなんですけど、皆さんも分かる方もたくさんいると思うんですけども、例えば野球とかサッカーとか、学校の部活動とはまた別にクラブチームがすごく増えているんですね。先日、友人の話を聞いたら、西原とかあの辺でまた今度はバレーボールのクラブチームができてきていると。そういうふうな声も聞こえてきてですね、どんどんクラブチームができていって、中学校の部活動がちょっと廃れるという言い方は変ですけど、やはり上手な子は中学校の部活動にはちょっと少なくなって、どんどんどんどんクラブチームに行っていると。その件に関しては、例えば豊見城でどんどん野球とかサッカーといったクラブチームに行った子たちに対しての援助とか、そういうものはあるんですか、特にはないですか。
教育部長	現時点ではそういった助成はしておりませんが、間接的なところで言うと、例えば今、市内のクラブチームであれば派遣費に関しては市内に対しては助成をしているところです。例えば市外のクラブチームに参加している方へのクラブ費への支援というのはまだ検討段階で、予算化までには至っていないということです。実態把握もまだできておりませんので、後々その動きは注視しつつ、必要に応じこの件については検討を進めてまいりたいと思います。
田名委員	ありがとうございます。
市長	今の件というのは、那覇市を拠点にしているクラブチームへ市民が所属していて、そこの派遣が決まったときには補助は出しますよね。
教育部長	はい。それだったら出します。
市長	例えば、スイミングスクールはここにはなくて、那覇のスイミングスクールに通っていて、九州大会に行きますとなったときには、こちらの市の子どもに対して出していますよね。
教育部長	市の子どもに対してです。全体に対してはやっていないんですけども、市の子どもが出ていくことについては出しています。那覇のクラブチームが全国大会に出る場合は、市民の子ども、住

	民のお子さんには出していると。
田名委員	分かりました。
市長	今おっしゃるように、大分移行しているスピードが速いですからね。
田名委員	ですよね。だから上手い子、いい子がどんどんクラブチームへ行くことによって、どっちもデメリット・メリットはあると思うんですけど。
市長	ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ下條委員。
下條委員	校内自立支援室事業についてお伺いしていいですか。校内自立支援室事業ということで、学習支援補助員を配置するということと、下の学習支援補助員ということで、ちょっと関係するのかなと思ったんですけど、こちらの対象は中学校にということで、5番と6番に関しては中学校ですか、それとも小学校にも対象。校内自立支援室を小学校に今後造っていかれるのか。検討材料ということだったんですけど、これは小学校に関してはどういう感じになっていますでしょうか。
学校教育課長	まず5番の校内自立支援室の事業については県の予算で、市が委託を予定し実施する内容となっています。なので、ちょっと事業名は分けているんですけども、そこに該当しなかった中学校については6番の学習支援員補助員配置事業を充てて、似たような体制を取っているというところでごいます。小学校につきましては物品整備事業がありはするんですけども、それで物をそろえた上で、それに対応する人については4番の学力向上推進補助員、今まで主な活用の仕方としてはティーム・ティーチングでやっているケースがほとんどだったんですけども、この条件に応じた学習支援をするというところで、別室で支援が必要な子に充てていこうということで、1年間は考えております。
下條委員	分かりました、ありがとうございます。
市長	ほかにございますでしょうか。
下條委員	あと1点いいですか、併せて。スクールソーシャルワーカーに関してなんですけれども、中学校区ごとに3名のスクールソーシャルワーカーということが書いてあるんですけども、もしかして今中学校が4つあるので4名かなと思ったんですけど、3名ですか。
学校教育課長	予算の算定上は豊見城中学校、長嶺中学校、伊良波中学校と豊

	<p>崎中学校については、これまで1人だったという経緯がありますので、そこは1人でというところで、査定があるところでございます。</p>
下條委員	<p>じゃあ、掛け持ちという感じで。</p>
学校教育課長	<p>そうですね。</p>
教育部長	<p>補足をさせていただきます。この件については実は今、鋭意復活要求の中で多めにできないかということをしていっているところではありますが、実際この原資になっているものが一括交付金事業になっておりまして、徐々にその総額が減ってきていることもあってですね、支援員をさらに増やしていくというところに、ちょっと難しいところがあるという現状もあって、現時点では3名で何か回せるような仕組みがないかということで、教育委員会でも検討を要するというので、今その形でやっています。引き続き、その各種支援員についてはいろいろ整理とか、考えた中でこの配置については考えていきたいと思っています。今回、小学校の登校・不登校の支援にも学習支援員を充てたように、ああいった子どもに振り替えた方向を積極的に考えながら、予算をうまく組み合わせでお応えできればなというふうに今思っているところです。</p>
下條委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
市長	<p>はい、よろしいですか。はい、宮城委員。</p>
宮城委員	<p>先ほどの下條委員の質問で、校内支援員教室についてです。校内支援教室の管理といいますか、担当は学習支援員ということになるということでしょうか。</p>
学校教育課参事	<p>小学校は中学校と違って副担任とかの空いている、学級担任以外の教員が少ないというのがあってですね、なかなか教員を充てるのが難しいと。ただ、部屋はぜひとも必要だろうということで、先ほど、課長からも説明があったんですが、学力向上の支援員を全学校の校長先生の了解を得て、市としては不登校が喫緊の課題というふうに捉えて、学力向上も大事なんだけど、ここにこの支援員を配置するというので了解をいただいて、その方々がここに張りついて見るという。もちろん管理職とか教諭との連携はやりませけれども、基本はこの方が見るというような形で考えているところです。</p>
宮城委員	<p>なぜそういう質問をさせていただいたかという、中学校は</p>

	<p>ちゃんと教員のほうがそこを管理というか、そこを責任を持ってやっている状況なので、そういうところでの質問をさせていただきました。</p> <p>あと1点お願いしていいでしょうか。</p>
市長	はい、どうぞ。
宮城委員	英語キャンプ事業です。2ページの内示額が大幅に上がっている気がするんですが、その内容について、もし説明がいただけるならよろしくお願いします。
市長	はい、どうぞ。
学校教育課長	これまで英語キャンプについては中学生のみを対象に実施してきたところですが、次年度については別日で小学生を対象にした英語キャンプも実施したいというところで、予算を大幅に増額して要求したところがございます。
宮城委員	はい、分かりました。
市長	はい、どうぞ。下條委員。
下條委員	先ほどの校内自立支援室に関してなんですけど、とても教員不足の中であると大変かなと思うんですけども、この支援員さんで小学校に配置される方は教員免許を持っていらっしゃる方ですか。
学校教育課長	そうですね、条件は教員免許を条件としてやる予定です。
下條委員	そうすると学習指導もできるから助かりますよね。
教育部長	現状だとそうだよ。学習支援員は教員免許を持っている方。
学校教育課長	そうです。
教育部長	学力向上は免許が条件となっています。
下條委員	もう1点いいですか。
市長	はい。
下條委員	あと英検なんですけど、前にもちょっとお伺いしたんですけど、中学生に英語検定の受験料を助成するという「等」と書いているんですけど、これはほかの検定に関しても助成される感じですか。
学校教育課長	そのとおりでございます。
下條委員	これは割合とかは決まっているんですか。
学校教育課長	いや、こちらでは特に決めてないんですが、応募に応じて対応します。

教育部長	どういったのを、例えばという。
学校教育課長	TOEFLなんです。
下條委員	漢検とか。
学校教育課長	英語に特化したところに行っているところですよ。
下條委員	できれば何かほかの漢検とかも今後考えていただけて、数検とかもやっていただければと思います。
教育部長	その件については、確かに下條委員のご指摘のとおり。当初はその漢検も含めて幅広にということでありましたけれども、今回は教育長の英語施策はまず芽出しということで、そこから始める中でその状況を見ながら拡大は検討していると。今後、多分検討課題に諮っておりますので、それも含めて進めてまいりたいと。予算との兼ね合いがありますので、ご理解いただければと思います。
下條委員	はい、よろしく申し上げます。
市長	はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議題1については終了といたしたいと思います。 次に議題2本市における不登校の状況及び対策等についてでございます。事務局からの説明をよろしく願いいたします。
総務企画部長	まず説明の前に、なぜ今回です不登校の状況について教育委員の先生方と意見交換をしたいかということをお話したいと思います。 12月議会におきまして、数名の議員の皆さんから一般質問がありました。その中でやはり喫緊の課題、教育部としての喫緊の課題であると同時にですね、市長部局としても何らかの対応が必要だということで、全庁的に検討すべきということをお話の皆さんからも話がありました。年が明けて今月なんです、庁議のほうでもこれを議題として部長と職員の皆さんで意見交換をいろいろとやっています。これはやはり全庁的に取り組むべき事だという認識がありますので、ぜひこの機会に教育委員の先生方と意見を交換しながら、この対策をどうすればいいかということについて、市として考えていきたいということが今回の狙いでありましたので、よろしく願いしたいと思います。 まず資料等の説明につきましては教育委員会とこども未来部のほうから資料が出てきておりますので、その説明をした後にまた意見交換のほうをよろしく願いしたいと思います。教育委員会

	のほうから。
教育部長	<p>今、総務企画部長のほうからありましたとおり、今本市と教育委員会としても教育長を中心に対策に臨むということで進んでいるところでもあります。先ほど予算の説明にもありましたように不登校対策に関する予算もおおむねつけていただいて、次年度に向けた一定の方向性が出たかなというふうに思っております。また、先ほど総務企画部長からもあったように、庁議の中でもこういう問題の共有ができて、今不登校に関しては全庁的な課題であるということで捉えていただいて、教育委員会としても非常にうれしく思っているところでもあります。また、その議論の中でも不登校の児童が通えるようになった場合、学校には行けないけれども、今とよむ教室だけでは手狭だよねということで、場所の確保も含めて課題として出しましたところ、今複数の箇所ですね。例えば消防本部の後ろの建物の団員の詰め所辺りをその施設に使ってもいいのではないかとか。またほかの場所も、こういった場所だったらできるのではないかとというふうな形で、他部からも今具体的な提案等々を受けておりますので、今後またその施策展開に向けるお力がいただけるものだというふうに考えております。その現状と課題について、まず学校教育課参事の吉田のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
市長	はい、申し上げます。
学校教育課参事	<p>では私のほうから、本市における不登校の状況及び対策等について説明します。資料、議題2の部分です。資料をよろしく申し上げます。まず不登校の状況対策を説明する前に、不登校の定義と文科省がどういうふうに不登校を位置づけているかという部分を共通確認してから、現状のほうの説明に入りたいと思っております。</p> <p>資料のほうです。まず不登校の定義になりますが、不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されております。文科省の不登校の位置づけというか解釈の部分ですけれども、不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であるとしており</p>

ます。不登校は問題行動ではないと、はっきりと伝えているところ
です。その理由が今から説明するところになります。支援に際
しては学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、
児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立するこ
とを目指す必要があるということです。また、児童生徒によっては
不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ
ことがあるということが、問題行動ではないという根拠になると
ころですが、しかし一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、
社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要があるとい
うことで、こういった捉えをしているところではあります。とい
うことで、その下になります。対策の視点ですが、一番重きを置
いているのが不登校の未然防止のほうに力を入れていきたいと考
えているところではあります。もちろんこれは問題行動ではないとい
うふうな捉えではあるんですが、後半のほうで述べましたように、
やはり進路選択上の不利益とかですね。社会的自立へのリスクがや
はりある。どうしても環境的には学校のほうが学ぶ場としてはい
ろいろな条件が整っているという部分もございまして、まずは不
登校を起こさない学校づくりというのを一番に挙げております。
2つ目に、不登校に実際なっている児童生徒に対して、不登校児
童生徒の学びの保障。3つ目に、不登校児童生徒の社会的自立
ということで、この3つの視点が対策のポイントというふう
に捉えていただければよいかなと思います。

続いて本市の不登校の現状についてですが、資料の5ページ
を開けていただけますでしょうか。平成30年度から令和5年度
までの本市と全国、沖縄も含めて不登校の推移を表とグラフ
に表していますので、まず5ページのほうから。一番上のほう
の本市の不登校の推移ですが、県と全国と同様に毎年右肩
上がりで増えていっております。令和5年度の直近の数値
で言いますと、小学校が133人、中学校が207人、合計340
人というのが本市の不登校の今の数値となっております。
その次の表になりますが、ここは全国、沖縄市、本市です
ね。3つの1,000人当たりの不登校の数値を比較した表
となっております。令和5年度のほうを見ていただきたい
んですが、2つ目の表は小中学校合わせた数字となってい
ますが、全国が1,000人当たり37.2人、沖縄県が46.5人、
本市が44.4人ということで、全国よりは下回っているん
ですが、令和5年度が初めて沖縄県のほうも超えてきて
おります。これまでは県

は全国よりも下回っていたところなんですけれども、令和5年度のほうから全国の数値を上回るようになってきています。これは小学校、中学校で分けた場合ですね。その次の3番目の表になりますが、小学校のみで言いますと全国が1,000人当たり21.4人、沖縄県が32.7人、本市が25.3人というふうに、これも全国を初めて上回ってきております。特に中学校が少し状況が悪いと申しますか、数値が上がっておりまして、全国の中学校が67.1人、沖縄県が73.9人ですが、本市は85.8人というふうに県と全国も上回ってきているというのが現状となっております。

その次の6ページが、今の表をグラフで表したのですが、青が沖縄県、黄色が全国、赤が豊見城市というふうにご覧ください。一番上の折れ線グラフですが、これが1,000人当たりの小中学校合わせたものになりますが、令和5年度の黄色の全国値よりも上回ったということです。下のほうの右側です。これは中学校になりますが、先ほど説明したとおり、令和5年度は本市赤い折れ線グラフのほうです。初めて全国も県も2つとも上回ったということで、そういった現状もございまして、先ほど部長からもございましたように、市議会でも注目されてという形で、注目が集まっているということになっております。

7ページ、8ページにつきましては、各小中学校の内訳になっております。

9ページをご覧ください。不登校の要因のほうになりますが、まず小中学校ともにですね、要因として一番多かったのが無気力、不安ですね。次いで学業不振、生活の乱れ、親子の関わりというふうな状況になっているのが現状となっております。これは大体県も全国も同じような傾向を示しております。ただ、これは国のいわゆる選択肢というんですかね、項目は国に準じて合わせたものとなっているんですが、これではなかなか詳細が分からない部分があって、特に1番の無気力、不安という部分のところが、中身はどうなっているんだろうというのがなかなか分からない部分がありますので、これの詳細の調査を今やって、今はもう集計をやっている段階にきております。

ではまた1ページのほうに戻りますが、今現状をお伝えしましたが、2番目です。現状の対策と今後の対策ということで、(1)です。これは今年度まで。これまでの取組です。①から⑩まで挙げておりますが、まず①から⑤までに関しては不登校対策に関す

	<p>る、主に人的支援というふうに捉えていただきたいと思います。まず①番目です。全小学校へ登校支援員を配置しております。②番です。先ほど質問がございましたが、中学校区へスクールソーシャルワーカーの配置を行っております。③3中学校へ校内自立支援室支援員もしくは学習支援補助員の配置ですね。先ほどこれは課長から説明がありましたが、県のものを利用して、それで余らないものは市のほうで対応しているということになります。④番、全中学校へ心の教室相談員を配置しております。これはスクールカウンセラーも県のほうで配置はされているところですが、どうしても週に1回とか2回の訪問になりますので、それ以外の部分を補ってもらう形で配置をしているところなんです。⑤番、学校に登校できていない児童生徒を対象に、市適応指導教室（とよむ教室）における支援を行っております。こちらには室長1名と学習支援補助員が2名配置されているところになっております。</p> <p>2ページです。次に⑥番ですが、QUテストを年に2回実施し学級への満足度を測定し……。</p>
教育長	前に戻ったんですね。
学校教育課参事	<p>すみません。ちょっとデータとかがあったので、行ったり来たりしております。すみません。では進めてよろしいでしょうか。</p> <p>2ページの上のほうからです。⑥番からになります。QUテストを年に2回実施して学級の満足度を測定し、いじめ、不登校の未然防止に活用しています。QUテストと申しますと、簡単に言うと学級への所属の満足感等を測定するようなもので、座標軸のものに満足群とか要支援群とかがドットで出てくるような感じになっていまして、この子は今どこにいる。この学級はこのカテゴリーが多いというふうに、一目で学級の状況が分かるようなテストとなっております。これで要支援群のところが多い分には、ここに担任が対応するような感じですね。そういったのが不登校、いじめの未然防止にも活用されているということです。⑦番、市で作成しております不登校児童生徒の出席取り扱い学習評価に関する指針というのがございまして、これを毎年校長会、教頭会で4月の年度当初で確認して、特別な事情により不登校及びフリースクール等に通っている児童生徒の出席扱いについて学びの保障の観点から、出席扱いできるもの。もしくは学習評価でき</p>

るように共通確認をして、積極的にそういったことを進めていくようにということで、共通確認しているところです。⑧番、管理職研修会。これは校長会を指しておりますが、次年度からスタートします小学校への校内自立支援室の運用についてということで、現在、中学校にはこういった学校に来て教室に入れない子どもたちに対応する部屋を設けているところですが、その長嶺中学校が非常に成果を上げておりました、登校復帰が各段に高く、その組織的対応等も非常にうまくいっている部分がございます、それを小学校の校長だったり、中学校の他の校長にも運営状況を実践発表していただいたところ、1月の校長会でやったところなんです、4月からの小学校のこういった教室に向けての共通認識を行ったところです。⑨番、教育事務所と連携した魅力ある学校づくりの推進ということで、魅力ある学校づくりというのは未然防止の取組というふうに理解していただいていると思います。では魅力ある学校づくりというのはどういうことかという、まず不登校の理由のほうで学業不振というのが2番目にございましたが、つまり学校の授業が分からないとかという場合に、どうしても教室に居づらいつか、居場所がないとかですね。行っても面白くないということで、不登校に陥る生徒もいるということで、まず分かる授業を展開するということですね。それは授業の工夫、改善の部分も含めてです。個に応じた個別最適な学習をどんどん展開していくということが一つです。それ以外にも、例えば学校の行事です。一人一人に役割を何らか持たせるということとか、自己肯定感を上げるとか、一人一人が必要とされている存在ですよというふうな確認を行事によって抱いてもらうということで、そういった取組も入れているところですが、そういったのが魅力ある学校づくりというふうに捉えていいかなと思います。最後に⑩番ですが、不登校要因調査の実施。詳細分析及び効果的支援策の立案・実施をするということで、先ほどお伝えしましたが、現在は調査が終わりまして集計のまとめに入っているところがございます。

(2) それを踏まえまして、次年度の新たな取組ということで、①番、先ほどから何度も出ておりますが小学校への校内支援教室の設置及び支援員の配置ということで進めてまいります。②番、不登校対策支援員。これは教育委員会内に配置する対策支援員を指しております。主な業務としてはオンライン対応を含めた

支援とありますが、相談業務もありますし、実際に今とよむ教室にも行けない、学校にも行けない、自宅よりはまだどこかに出られそう。もしくは、とよむ教室はどうしても立地上の部分もあって行きにくいという、子どもたちの居場所の意味も含めてですね、まだここはいろいろな対応業務も今検討中なところなんです。主にこういった内容で想定していて、できれば人材としては教員OBの方を配置して、相談業務の対応ができるような方を任用できたらというふうに考えているところです。③番、教職員を対象に成果を上げている自治体ほか専門家による不登校対策研修会及び困り感を抱えている児童生徒への支援の在り方の研修ということで、2つ目のこの困り感を抱える児童生徒への支援の在り方というのは、これは特別支援教育のことを指しているんですけども、不登校はかなり特別支援教育とも関連が高くて、長嶺中学校のデータでいうと、この不登校のうちの3分の1弱ぐらいは特に何らかの発達に問題を抱えている生徒というふうに数値も出ているので、それはやはり併せて進めていくべきだろうということで、不登校対策の1つとして特別支援教育のほうも研修として入れ込んでいきたいと思っているところです。④番、先ほど説明しました、現在2回実施しているQUテストのうち1回をハイパーQUに変更し、さらに不登校の詳細分析ができるようにしたいと考えております。ハイパーQUは先ほど学級の満足部分をQUテストで把握するということがあったんですが、ハイパーQUは、さらに個人のソーシャルスキルも測定ができるようになっておりまして、ソーシャルスキルというと、例えば友達だったり先生方とのコミュニケーションとかですね。そういったことの、いわゆるこのほうが現状で出てくるようになっておりまして、そこで、もしかしてコミュニケーションで不応答を起こしている生徒。これによって不登校を起こしている生徒などは、そういった部分が原因ということで対応ができるのではないかとということで、さらに詳細の要因を確認して対策を取るという意味で、ハイパーQUを入れたいと思っているところです。⑤番、不登校児童生徒の保護者・家庭支援ということで、子どもに対しての支援もあります。保護者・家庭も大事じゃないかということで、これは⑥番のほうとも関連してくるんですが、個別相談の対応であったり、講演会等を予定しているところです。⑥番、教育委員会内に不登校相談窓口の設置ということで、これは保護者支援のほう

にもなると思いますし、先ほど②番でもお伝えしたように、この不登校対策支援員の方がこちらの対応もできるのではないかなという部分で考えているところです。⑦番、これは先ほどの⑩番と一緒にですが、不登校要因調査を定期的に実施し、詳細分析及び効果的支援策の立案実施を次年度も随時進めていく予定であります。

3になりますが、先ほど総務企画部長からもございましたが教育委員会以外でも、市長部局とも連携して全庁的に対策をしていくということもありましたので、市長部局の連携協力事項として（１）全庁体制による不登校対策プロジェクト会議。これは仮称ですが、これを設置して、そういったものに参加を依頼したいなと思っているところです。（２）市庁舎内の活用可能会議室を提供。これは教育部長からもございました部分になっております。ほかのところからも場所の提供ができないかという依頼です。

（３）とよむ教室です。市の適応指導教室のキャパが大体10名ぐらいなものですから、年によってはこれ以上入れられなくて断っていた状況もございまして、それをもう少し拡充というんですかね。増やして対応できるようにできないかということで、今上げております。（４）関係部署との連携協力体制の構築ということで、四角の枠で、課のこういった協力ができればというふうに案を挙げております。例えば生涯学習振興課には家庭教育のほうですね。2つ目です。子育て支援課、障がい長寿課には不登校の原因となる家庭環境の支援。財政課には不登校施策の財政措置。人事課に対しては不登校施策の人的措置。学校施設課については不登校施策の施設整備。そんな各部署でとよむ教室の移転及び庁舎内施設の検討。学校教育課については不登校支援策の立案実施及び情報提供ということですね。ほかにも関係しているところも出てくると思いますので、そういった全庁的な体制についてお願いできればと考えているところです。4、今後の対策に必要な予算ということで、これは先ほど学校教育課長からもありました部分で、今内示等をもらっている部分になっております。

あと、資料の説明のほうだけになりますが、資料の10ページのほうに、先ほど申しました小学校に設置を予定している、中学校にはもう既にあるんですが、校内支援教室の運営要領。イメージですね。そういったのもポンチ絵も含めて作成してありますので、後ほどご確認いただければと思います。

総務企画部長	次に市民部局のほうで、要保護の児童対策地域協議会というのがあります。その中で検討する事項等ありますので、この件についてはこども未来部長のほうから説明させていただきますので、今日は参考資料でデータがいつていると思いますが、資料は大丈夫ですか、来ていますか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
総務企画部長	大丈夫でしょうか。それでは、よろしくお願ひします。
こども未来部長	<p>こども未来部、森山と申します。よろしくお願ひいたします。こども未来部における不登校対策に係る事業等ということで、少し説明をさせていただければと思います。</p> <p>お手元に参考資料として配付いたしております要保護児童対策地域協議会についての内容をご説明いたします。まず要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に基づいた組織となっており、目的といたしましては1ページ、2ページ併せてご覧いただければと思います。問題を抱えている家庭の要因は複雑かつ多様な要因が重なりあっている場合が多く、1つの機関の支援では限界があるとされており、児童虐待をはじめとする様々な事例を地域の関係機関、行政、医療、警察、司法などが子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有して、それぞれの機関の役割分担について共通認識を持ち、それぞれの機関が責任を持って支援を行う体制をつくろうということでの組織となっております。</p> <p>ページをめくっていただいて3ページ、4ページに組織の形態がございますので、ここで組織の形態について説明をいたします。まず三層構造となっております。それぞれの代表者が集まる代表者会議。実際に実務を行う方々が集まった実務者会議。実務者会議の下に個別支援会議が設置されております。実務者会議は3部構成となっておりまして、こども未来部の子育て支援課が主管課となります児童虐待防止部会。同じく子育て支援課が主管課となります子育て支援部会。学校教育課が主管課となります問題行動等対策部会、3つの部会にて構成され実務者会議の下にそれぞれ、先ほど申し上げましたとおり個別の支援会議が設置されております。不登校児に関しては主に問題行動対策部会において協議、対応をしていく形となっております。その中において要保護、要支援児童だと判断されたケースについては要対協事案として登録されていき、また、そこまでに至らないケースについて</p>

	<p>も、先ほど申し上げたそれぞれの関係機関において必要な支援へつなげていくという流れになります。簡単ですが要対協についての説明は以上なんですけれども、併せて今、こども未来部において関連する事業を2つ紹介させていただければと思います。</p> <p>先ほど吉田参事のほうからの説明の中にもありましたけれども、関連事項といたしまして、不登校の要因が家庭にあるというふうな際には、こども未来部子育て支援課において家庭児童相談員が設置されており、家庭児童相談員等による相談支援を行っているところであります。また併せて、こども未来部の保育こども園課において保幼小連携推進事業というものを実施しております。保育園の保、幼稚園の幼、こども園のこ、小学校の小の頭文字を取って「保幼小」というふうになるんですけれども、これにおいても教育委員会との連携の下、就学前の施設、保育園、幼稚園、こども園等に小学校が連携をし、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続を図ることを目的に、保育施設の5歳児担当保育士、小学校1年生の担任などを対象とした研修会を開催したり、小学校訪問、授業参観等を実施し、環境の変化が多いとされる時期に円滑なつなぎをして、安心して学校生活を送ることができるような研修などをしていく取組となります。以上がこども未来部における不登校対策の説明となりますが、不登校対策については引き続き教育委員会と連携をして、市長部局におきましてもこども未来部をはじめ、支援に関わりを持つ部署が幾つかございますので、しっかりと取組ができるよう努めていければと考えております。説明は以上となります。</p>
市長	<p>はい、ありがとうございました。では、ただいまの件についてご意見、ご質問等があれば、よろしく申し上げます。はい、どうぞ、下條委員。</p>
下條委員	<p>ご説明ありがとうございました。今の保幼小連携のこととも関わると思うんですけど、やはり小学校1年生の、例えばゴールデンウイークの辺りまで、スタートプログラム。スムーズな接続とかができるようにスタートプログラムが行われているかと思うんですけど、私が今関わっている小学校では、すごくそれが効果があってスタートプログラムを始めてからは、この学年の不登校児がいなくなったというお話を校長先生から伺ったんですけど、そのほかの小学校における効果というのはどういうふうな報告が</p>

	ありますか。
こども未来部長	具体的な今何人かというところはないんですけれども、アプローチカリキュラムプランとスタートカリキュラムを包括して、架け橋プログラムということで2年間見ていこうというプログラムを新たに今つくっているところで、実際に上田小学校区をモデル地区として、今事業を実施しているところであります。その辺も今後また各小学校区に広がっていくかと思しますので、引き続き効果は大きくなっていくのかなというふうに期待をしているところなんですけど、すみません。具体的な今数字等は持っていないので。
下條委員	効果はありますよね。1年生が今まで、例えば小学校に行く子に幼稚園が接続されていたところが、今小学生はいろいろな所からいらっしやると。子どもたちが入るときに、やはりほかのクラスにお友達がいるとかで、学校に行きづらくなったりとかがある中で、一学期の最初にみんな、ピロティーで交わることによってだんだん慣れていくということで、効果が上がっているというご報告を受けたんですね。なので、すごくいい取組かなと思っています。未然に防ぐ部分に関係するのかなと思っています。
こども未来部長	架け橋プログラムの中で、今おっしゃったみたいに今までは幼稚園からそのまま上がっていく流れだったんですけれども学校区の保育園が集まった交流とか、それを持って学校に行ったりだとかというところもやっているんで、上がる前に少し横のつながりというところも持てるような取組ができていくのかなというふうに思っております。
下條委員	ありがとうございます。
市長	はい、どなたか。ほかにございますでしょうか。
下條委員	今、すごく意義のいい取組として、小学校における自立支援室をつくっていただけということで、本当に校外である適応指導教室だと、なかなか先生方が多忙というのもあるし、働き方改革もありますし、なかなか子どもたちのところに向くということが厳しくて、なので丁寧な指導が入るのは難しいんですね。指導を受けないままで評価をされるということで、指導と評価の一体化とずっと言っているんですけど、なかなかそれが実際はできない状況もありまして、今ちょっと緊急の中で進めているところなんですけど、なのでこうやって校内に自立支援室を置いていただ

	<p>くということは、私としてはとてもありがたいことだなと思っています。そして不登校未然防止でハイパーQ Uを入れていただくというところで、ソーシャルスキルの判定が可能ということがあります。例えばこれは予防的な支援として入れていただいていると思うんですけど、ソーシャルスキルの中でこういう何か課題を抱えているなという、さっきの特別支援教育のほうとも関わっているということもございましたけれども、そのソーシャルスキルに関して課題を抱えている子をいかに支援するか。例えばS S T（ソーシャルスキルトレーニング）のほうを通級を使ってやるのか。そのときに、この子たちのリクエストとかニーズがないままに、ニーズがないけど通級に行ってくださいと言うのか。それとも、それだけじゃなくて、この子本人、当事者のS S Tだけでいいのか、環境整備として周りの人的環境を受け入れの環境に対してはS S Tではカバーできないので、そのときにはソーシャルエモーションラーニング（SEL）というラーニングの学びがあるんですけど、周りのICFの考え方からすると周りの環境整備もすごく大事になってくるじゃないですか。この子のソーシャルスキルもそうなんですけど、そのSELといったような魅力ある学校づくりに関連してくると思うんですけども、それについてもやっていくのか。それとも、あくまでこの本人、不登校である子どもへのソーシャルスキルトレーニングだけで大丈夫だと思っているのか。予防的な視点と魅力ある学校づくりに絡めた場合、この子だけにS S Tをやる。ハイパーQ Uで申し込みが出た場合、どういうふうな支援をするか。ソーシャルスキルに問題があると分かったら、課題があると分かったらどういう支援を必要としているのか。それとも、この子だけでそれもいいと思っているのか。そこら辺の具体的な予防的な支援についてお聞かせいただければなと思います。</p>
<p>学校教育課参事</p>	<p>いろいろ指摘、提案もありがとうございます。今の段階では、この子のS S Tに問題があった場合の対応のことを考えたんですけど、おっしゃるように受け入れる側の周りのサポート。ガイダンス的な部分といったらいんですかね。そういったのも対応はやはり必要になってくるかなと思っていますので、そこは本課の特別支援担当の事務もありますので、そことも連携しながらどういった周りのサポートというんですかね、そういったのもできるかというのも勉強しながらやっていきたいなと思います。</p>

下條委員	<p>多分この子だけが、例えば当事者にちょっと課題があるからということで、SSTはすごく大事だとは思いますが、これをどうやってSSTをやるのかな。ソーシャルスキルってあるって分かったら、どういう対応をするかも考えないといけなかったりとか、これは今、SSTに関しては通級でやられていると思うんですけど、通級にどういうふうに移行するかというか、本人が希望しているのかどうかもあると思うんですよ。そういった場合、もし本人が希望していなかったら通級できないかと思うんですけど、そうすると学校全体でSELは可能だと思うんですね。ソーシャルエモーションラーニングは、別にこれは特別支援とかそういうことではなくて、みんなが感情を理解し合うということでトラブルが防げるということもあるので、そういった取組も一緒にやっていこうとしているのかという。一番大事なのが予防的支援かなと私も思っているんで、そこら辺に力を入れていただく感じにして具体的に進めていただければなと思いました。</p>
学校教育課参事	<p>学級指導ではSSTのエンカウンターとか、そういったのも学級指導とかはできると思うので、個別の場合は今先生がおっしゃったような事とかもでてくると思いますので。</p>
下條委員	<p>そうですね。SSTも個別で、構成的グループエンカウンター(SGE)、今おっしゃっているのもあると思うんですけど、SELも学校全部でできるんですけど、別に朝10分のお友達の会話を取り入れていくというのを毎週違うメンバーの組み合わせ、横の友達を変えるだけとか、そういうすごく難しい技術が必要なわけではなかったりとか、この子の感情についてどういうふうに感じていますかというのを読み取ったりとか、いろいろな方法があるので、また入れていただければなと思います。</p>
学校教育課参事	<p>ありがとうございます。</p>
学校教育課長	<p>今の補足なんですけれども、よく支持的風土の醸成とかというふうに言われるじゃないですか。具体的にどうすればいいんだというところも含めて先生たちの研修に取り入れていきたいなと思うんですけど。</p>
下條委員	<p>そうですね。支持的風土もまさにそれかなと思います。よろしくお願いします。</p>
市長	<p>はい、どうぞ宮城委員。</p>
宮城委員	<p>先ほどから連携という言葉が出てきていて、とてもすばらしい</p>

というか、当たり前ではあるけれどもいいなと思っています。私が10年前に、退職した年に縁があって豊見城市の教育委員会に指導主事としてお世話になったといいますか、そのときに特別支援教育の担当をしました。教育支援委員会であるとか、その業務はかなり多かったんですが、その中でまず先に感じたことが、特別支援教育は教育委員会だけではできないなということを感じました。そこでやったことが何かというと、今ここで不登校の対策のためにいろんな課との連携を取るということで、今後展開していくということなんですけど、当初5つの課の方々をお願いをして、そのときちょうど赤嶺部長が課長の頃だったと思いますが、恐らく5つの課だったと思います。子育て支援課と当時は呼んでいたんですけど、今も子育て支援課ですかね。とか障がい長寿課あるいは健康推進課、それからどこでしたかね、そこに教育委員会を入れて会議の組織をつくりました。理由は言ったように特別支援教育は教育委員会だけではできない。要するに教育だけではできない、福祉との連携が必要だということで、その会議を立ち上げて、恐らく今もその会議は続けられているかと思っています。そういうお話を聞いていますので。これがすごくよかったんですね、子どもたちを教育支援委員会に持っていくための手続き上も、福祉の面からいろんな課の方々から情報を得ることによって取りこぼしのない特別支援教育ができたかなというふうに思っています。そういう意味では、確かに不登校についてもいろんな支援が豊見城市は本当にたくさんあるんです。こんなに華やかにといいますか、支援をしているということについては、当時からすごく私も関わっていて、すごいなと思ってはいたんですが、要はそれをまとめる。誰がどうまとめるかという、一つひとつの仕事はきちんとやるけれども、じゃあそれをまとめて何が課題で、何を解決すればうまくいくのかというところの組織の連携というのがなかったなということを思っています。だからそういう意味では、今度新しく不登校について全体で取り組むということのメリットといいますか、成果といいますか、そこに向けての取組としてはすごくいいなというふうに感じています。本当にあの時ね、役所は縦割りで、なかなか横の連携がないなということをつくづく感じたんです。だからそれが流れとしてどの課でもそうですけれども、違う課でも自分の事業をするときに、これについては教育委員会が必要だなとか、どこどこの課との連携が必要だな

	<p>というときに、それがスムーズにできる、そういう役所の体制と いますか、それがあるといろんな意味での課題というのが解決 していけるのかなということを感じたのが、こちらに学校現場か ら初めて行政に入ったときに感じたことでしたので、それが実を 結びつつあるなというふうに、いろいろな課との連携がスムーズ にできるようになるというのは、とてもすばらしい。それは学校 教育課だけではなくて、教育委員会だけではなくて、違う課の取 組をするときも、またそういうふうに他の課を巻き込んでとい いますか、連携をしてやるということはとても大事なことだと、 今後いろいろなことで取組が必要なことだということに思いま して、今度のこの連携、各課との連携というのはぜひ進めてい てもらいたいなど。なかなか誰がやるかというのが課題になる んですよね。この課にいるけど私ではないとか。いや、私はこれ に関われるかなということで、この中で誰がじゃあどれに関わ るかということでまたあるかと思うんですけど、そういうときは積 極的に誰が何をしましょうということが言えるような、という 課の体制があるといいのかなと感じています。ぜひ連携をして進 めていけたらなど。それにまた協力できる場所があれば、また 協力していきたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
市長	<p>ありがとうございます。今の件で申し述べることはありませ ぬか。</p>
備瀬委員	<p>下條委員とか宮城委員からも立派なご意見がありましたけれど も、私も現役の頃に教育相談とか生徒指導を教育事務所で担当 し、学校現場でも実践に関わったことがありますけれども、今は 対策の視点とか今後の対策が立派に書かれていると思います。こ れだけあれば僕が十分不登校対策の減少に向けた取組は可能だ と思っています。そこで、じゃあ何が欠けているのかというと、 言っていないのか分かりませんが、校長の本気度じゃないの かなと。校長が本当に減らそうというような、そういう気持ち があれば僕は全職員、そして今言っていましたけど開かれた学校、 役所のほうはそういうたくさんの方の対策を講じている。各種支援 を含めて登校支援員とか、ソーシャルワーカーとかがたくさん入 っています。これは有機的に動いているかどうか、誰がチェック するのか。もちろん学校現場には担当がいます。だけど最終的には トップがやらないと、なかなか一な一になってしまう。校長は</p>

	<p>常にアンテナを張り巡らしながら、できるようにしないとイケない。今組織という話も出ました。僕は全部校長にかかっていると思います。</p> <p>最後に、自分の事を言って申し訳ないけれども、2つの学校で事務所のほうから、「どうして不登校が減るの？」って私のほうに電話が来ました。「いや、特にはやっていません。ただみんなでやっています」と言ったんですけれども、やはり校長が音頭を取ると、絶対許さないという、いじめも含めて。そういうのが各学校の校長に今一番求められていることではないのかなと思います。これだけやれば十分だと思います。あとは学校長がこれを見て、職員に説明し、大変だけど頑張ろうやと。そのためにも子どもや保護者、地域、幸いにもこちらのほうには市長部局との連携というのがあります。これが私が以前いたときはありませんでしたけれども、本当にみんなが網羅して取り組んだら、絶対いいと僕は信じています。そういうことがあるので、ただこれが学校現場のほうに今度は委員会がどう説明し、納得してもらおうかというところにあるだろうと思っています。校長がリーダーシップを發揮すれば、僕は絶対不登校は減るだろうと思っています。</p>
教育長	ありがとうございます。
市長	今のご意見に対して何かありますか。
学校教育課参事	<p>おっしゃるとおりで、先ほど長嶺中学校に実践報告していただいたというのをお伝えしたと思うんですが、今後はやはり前年度、今年度の校長先生のリーダーシップとかが非常に大きいかなというふうに私も考えております。ぜひ4月の校長会に備瀬先生いらして、喝を入れていただいて。</p>
宮城委員	<p>資料を基に、資料の3ページ。議題2の資料の3ページ。各種支援員の主な職務内容というのをまとめてくださっていますが、先ほど備瀬委員がおっしゃっていたのと少し関連してほしいなと思っているんですけれども、主な職務が書いてあるんですが、この方々は常勤じゃないですよ。午前中だったり午後だったり、あるいは隔週だったり隔日。月・水・金とか、そういうことだと思うんですけど、この資料の中にその時間も入れていただいて、3ページの支援員説明書というのがありますよね。これの中に主な職務があるんですけれども、要するに今期でという話もあったんですが、この時間の配置でつなぐという意味においては午前だ</p>

	<p>けの勤務、あるいは曜日が違うというときには、つなぐことが大事かなというふうに思うんですね。先ほども話しましたが、それぞれはそれぞれの自分の仕事をきちんとやっています。やっているんだけれども、じゃあこれをまとめるといいますか、結果こういうことをやってきて、こういう成果があって、こういう課題がありますといったときの、それに必要なものの一つかなと。その時間もね。そう思って提案するんですが、そこに時間であったり配置の曜日であったりということを入れていただいて、これをまたみんなで共有できてという。さっきお話ししたように学校は学校長がいますので、その全体のまとめといいますか、指揮はやっていくと思うんですけれども、ここにそういう時間の明記があると少し分かりやすく、やりやすくなってくるんじゃないかなというふうに思います。</p>
学校教育課参事	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
市長	<p>ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。下條委員。</p>
下條委員	<p>何かすごく私も市長部局と教職員が一緒になられていて、すごく本気で取り組まれているんだなというふうに心強く思っているんですけど、あと、ただ先生方もどういうふうにしていいかわからないというのと、やはり支援員さんがたくさんいて、すごく頑張っている。これはやはり事後的な支援になっちゃうんですけど、実際に学校の中で支援していただくとか、勉強を教えていただくのはやはり教員一人一人だと思うんですね。もちろん校長先生のリーダーシップで置かれて、すごく長嶺でもリーディングとか、PBS、ポジティブ行動支援の講師をさせていただいたりもしているんですけど、実際にどういったことを知れば支持的風土ができるのかとか、どういったことをすれば個別最適な学びが提供できるのかというような具体の方法をやはりガイダンスではないけど、お示しいただく必要があったりとか、先生方も分からない。だから校長先生も分からないというところもあるので、そういう具体的な根拠のあるような科学的なこういう方法論というのかな。それもお示しいただきながら研修研鑽をしていただいたら、多分実際に関わるのは先生たちなので、働き方改革ですごくいろいろなことがあると思いますが、逆に楽になると思うんですよ。こういう何かが分かれば。いろいろなことが起こって、もぐら叩きのやるよりは、本当に予防的にやると楽なのか</p>

	<p>なと思うので、そこのほうをお示しいただきながら、そうしていただいたらと思います。よろしくお願いします。</p>
学校教育課参事	<p>ありがとうございます。</p>
市長	<p>はい、では教育長お願いします。</p>
教育長	<p>次年度から小学校8校に子どものサポートルームをつくる予定なんですが、メインは社会的孤立を防ぐということと、学習支援ということで取り組むんですが、昼間のニュースで日本全国で2万268人の令和5年度の自殺者が出たという報告がありました。そのうち児童生徒が527名、小学生が15名、中学生が163名、高校生に至っては349名という数字が報告されています。それに加えて先週、今週かな。教育センターのほうで不登校に関する関西外国語大学、新井教授という方のお話を聞いてきたんですけども、今、ひきこもりの方々が日本でもいるんですが、10代から60代のひきこもりの方々の2割強が不登校を経験していると。この子たちがもし社会的なつながりを持てたり、何らかの形で学校に過ごすお部屋があって、誰かとつながっているとか自己有用感とか、そういうのが関われる場がつくれていたら、もっと減っていたのではないかなというふうに考えております。そこで市内で去年340名中、学校復帰が行われたのが、70名ぐらいの復帰が行われています。長嶺中学校もそうなんですけれども、伊良波小学校のほうでも校長先生が丁寧に家庭の保護者とお話をして、学校に復帰した児童が多くいるというふうに報告を受けています。これまでです、不登校の子どもに対してもそうなんですけど、特に保護者に対してもそういった窓口も少なかったということも踏まえて、市のほうでもしっかり窓口を設置して、まずは学校の誰かとつながるとか、学校に来て自分の居場所があるとか、そういう子ども、お子さんをきちんとお預かりしますという体制を整えて、社会的自立をする子どもたちを増やしていけたらなというふうに考えておりますので、令和7年度、皆様方のご協力がいただければと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
市長	<p>この件については、我々庁議で課題として取り上げてやったのはすごくよかったなと思いますし、教育委員会の中だけで起こっ</p>

	<p>ている対岸の火事ではないという捉え方として行政課題、市として全体的に、総合的に取り組むということにしましたし、その中でいろんなディスカッション、ほぼほぼみんなが発言するような形で、それぞれの認識を持っていることが統一され、共通認識が図られたことがよかったかなと思っていたのは、備瀬委員がおっしゃったように校長の本気度とか、そういうところが生まれたら、やはり一義的には学校現場ということではなっているところの部分で、改善できる部分は当然ありがたいことでありますし、この3つの対策の視点で行くと未然防止というのは当然、今教育長が言ったことで、生み出さないということが非常に大事なことでありますが、なってしまう子たちにどうするかと。元に戻って学校に行けるようになった。そこはゴールとかではもちろんなくて。それだけではなくて。その後の学びの保障だとかということがやはり重要じゃないかなと。どう社会と関わっていくか。やはり教育というのは自立をしていくとうことの姿をつくっていくためにあると思いますので、その辺の部分。一部ではこの数が減ればいいんだなという、それが目標数字だなどと思っている部分もあったんですけど、実はそうじゃない。その中にもさらに深いところがあって、そこを見た形で対策を打っていくということが自然体として図れたのはよかったなと思いますので、これからも教育委員の皆さんのご意見を尊重しながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>では次に行きたいと思います。議題3 豊見城市民の歯・口腔保健の推進に関する条例の制定についてでございます。それでは事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
福祉健康部長	<p>みなさんこんにちは。福祉健康部長の金城と健康推進課長の金城で説明を申し上げますので、よろしくお願いします。</p> <p>本日貴重な時間をいただきありがとうございます。座って説明させていただきます。本日議題に上げております豊見城市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定については、歯科口腔保健の推進に関する法律が、平成23年8月に施行されておりました、口腔保健の意識が高まっており、令和6年12月現在で40の道府県で条例が制定されております。また、市町村の状況といたしましては、令和6年2月現在で243団体が条例を制定しております。また、最近の研究結果等では口腔の健康の全身への影響、口腔の健康の就業や学業への影響。国民病への影響、歯科在宅医療の高ま</p>

	<p>り、口腔保健状態の健康格差など様々な影響が挙げられております。このような現状を踏まえ、本市においても幼少期から高齢期まで口腔の健康を維持し、全市民が健康で質の高い生活を営む上で歯科口腔に係る予防対策を継続して行うことが非常に重要な取組となってきております。そこで今回、歯科口腔に係る予防対策を推進するため、新たに条例を制定し市民全体の健康増進、健康寿命の延伸及び将来にわたる健康づくりを図ることを目指していきたいと考えております。</p> <p>それでは議題（３）①を健康推進課長の大城から説明させますので、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>お願いします。</p>
健康推進課長	<p>よろしくお願いいたします。ではお手元の資料のほうに沿ってご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ではまず、豊見城市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についてご説明いたします。その１、右下の番号はページ番号であります。説明いたします。この１ページの下、日本の高齢者が若いうちにしておけばよかったと後悔した必須知識とはというところで、今１位、２位は年金の仕組みや資金、資産運用。この３位に歯の健康対策が上がってきているというのが今の日本の状況になります。</p> <p>２ページをお開きください。この高齢者が後悔したといわれる歯の健康対策。理由としては、もっと早く歯周病になる経過を知っていれば、歯磨きをちゃんとしたし、食生活も考えたのにと後悔。また、歯周病予防。もう数本しか歯が残っていませんとか、口内環境を整えることがいかに健康に重要かを知らず、今になって苦労しています。また、特に歯科、歯の日常ケアの知識。若い頃からずっと知っていて、励行していれば、美味しいものをもっと楽しめた。このような声が上がっているというのが今の現状となります。</p> <p>続いて下の表で見えていきますが、世界の子ども、12歳児の虫歯の数がどうなっているか。こちらはWHOのホームページに掲載されている世界各国の口腔保健状況のデータを基に編集しております。先進諸国ですとか口腔ケア先進国、教育先進国などから日本と7か国で比較して見ております。こちらのとおり日本が一番というふうな状況となっております。</p>

続いて右下、3ページと書かれているところをご覧ください。世界の人たちの砂糖の摂取量ということで、同じ7か国で比較してみましたら、こちらと同じく日本が一番少ないという状況になっています。

続いて下の表です。世界の人たちは1年間にどれだけ歯医者に行くのかというふうに見ていきますと、先進諸国の中でも日本が多く歯医者に通っているという実態があります。一つの見解としては、ヨーロッパでは歯科疾患は自己責任の病気であるという前提があり、それで公的保険でカバーされる治療の範囲もかなり狭くなっている状況があるようです。つまりは口腔ケアとか定期的なクリーニングで歯科の疾患は予防ができるということを前提として、自己責任ということであって、ただ日本の場合には予防というものに対するの保険のカバーが少ないと。治療のほうで、病気になったことに対するの保険ということでの、虫歯になった後の治療というところでは通う数が多いというところで、世界の標準からすると例外的という見方をされているというふうになっております。

続いて4ページをお開きください。先ほどは12歳の子どもの虫歯の数でしたが、こちらは永久歯としての大人の歯、全て虫歯の数で比較してみても、日本のほうが多いという状況で、先ほどもありましたように、日本は国民皆保険制度を利用して、病気になった後の治療をする保険であるために予防目的での診療料は少ないということで、最も歯科に受診し砂糖消費量が少ない国ではあるにもかかわらず、比較的虫歯が多いというような矛盾が出ているという状況となっているということがあります。

その下、今、日本が世界にとっても遅れている状況としては、この口腔衛生リテラシーの低さであるとか、予防歯科への意識、予防施策が不足しているという実態があると言われております。例えばスウェーデンとか外国の場合でよく取り上げられることとすれば歯科予防という観点が非常に重視されていて、国家的にも歯科医療の方針とし採用されていて、歯科医院で予防歯科を受診することが義務化されているですとか、国民全員がクリニックでプラークコントロールをすとか、指導治療が受けられる。また20歳未満が無料でクリニックでのチェックとか治療が受けられるというような施策が取られていて、子どものときから歯の検診等が当たり前のこととして定着されているからということが言えるか

と思います。ただ、日本も平成23年には歯と口に関する法律をつくり、今現在推進をしています。これはやはり歯と口の健康というものが全身への影響が大きいということで、現在それを推し進めているという状況にあります。

続いて5ページをご覧ください。こちらでは沖縄の状況から見ていきますが、まず全国の12歳の虫歯の数では沖縄はワーストとなっており、一番左端の新潟県と比べましても地域格差が8倍にも広がっているという国内の状況があります。その下、豊見城市の12歳の虫歯の割合で見ると、虫歯を持っているお子さんの割合です。こちらが国と比較しても男女共に10ポイント差をつけて多いという状況になっております。沖縄県のほうは少し高いという状況になっております。

続いて6ページをご覧ください。高齢者にとっても歯と口腔のケアということが健康寿命に大きく影響されると言われておりますが、今、男女共に46位というふうに、大分崖っぷちで落ちてきている状況となっております。平成10年から沖縄県は健康寿命が落ち、平均寿命が落ちていっておりますが、今、特に言われていることとしましては、若い世代の健康状態の悪化が著しいということでの懸念があります。実際、医療の現場でも四、五十代で脳卒中で倒れ半身不随になって自宅でリハビリを受けるといったような状況での若い世代の健康疾患は、今全国の中でも非常に高い状況となっております。また、糖尿病も沖縄県は非常に多く、それに伴って人工透析などの新規患者がどんどん増えていくというような状況で、病院でも非常に受入れが困難な状況が続いていますというような状況も聞かれたりすることがあります。この糖尿病は歯周病を悪化させると同時に、歯周病があることでも糖尿病を悪化させるという状況があります。最近の新聞報道でもありましたが、沖縄県は既に60代、70代の前期高齢者の要介護となる率が全国1位となって、しかも突出して悪いデータとなっております。それらも子どもだけでなく全ての全世代においても、特に高齢者においての口腔機能の低下、歯周病などは健康状態を悪化させて、さらに要介護状態を加速させてしまうということがありますので、歯の健康の話ではありますが、これは沖縄県全体を含め、今の健康寿命の状態に大きく影響しているという話等もあります。それらを踏まえて、展望ですが豊見城市民の歯と口の健康を守るためにも条例の制定は必要なものと考えております。やは

	<p>り一部の努力できる人だけが、一部のできるところだけがというのを個人の努力に任せるものではなく、全世帯に対しての施策ということを考えていく必要があるというふうに考えております。</p> <p>7ページをご覧ください。歯科口腔保健の推進に関する条例に盛り込むポイントとしては、この下の4つとなります。この右の4番、基本的施策について少し細かく出てきます。下のほうをご覧ください。基本的施策は6つ。1番目に、歯科口腔保健に関する知識、予防普及啓発。2番目に、乳幼児期から高齢者までに応じた歯と口の健康づくり。3番目に、歯磨きフッ化物応用、その他の科学的根拠に基づく対策。4番目に障害者、介護を必要とする高齢者などに対する受診などの促進。そして5番目に、歯科口腔保健の効果的知識に対しての調査・研究等を含めた6つを掲げております。</p> <p>では続いて8ページをご覧ください。国内、県内、こちらは虫歯が減少していると言われる先進的事例で一例を見ていきたいと思っております。下のほう、こちらは実際に虫歯の数が劇的に減少した例としてフッ化物洗口を行った沖縄県久米島町の資料となります。こちらは令和3年度からフッ素洗口のほうを集団で行い、令和3年から開始してこのグラフで見させていただきますと、上から緑の線が久米島町、青い線が沖縄県、赤い線が全国という3つのグラフで久米島町が令和3年に実施してから急激に虫歯の数が減少していると。全国平均を下回ったという資料となります。続いて……。</p>
保健予防班長	課長すみません。平成3年です。令和3年と書いてあります。
健康推進課長	<p>申し訳ありません。こちらの表の令和3年を平成3年に修正をお願いいたします。</p> <p>では続きまして12ページ。こちらの上のほうは、沖縄県那覇市天妃小学校の事例となります。こちら平成27年に小学校でのフッ素洗口を行いましてから、翌年から2年目、3年目、4年目と減少の結果となっております。実施前の1.87ポイントから実施4年目で0.54ポイント、3分の1へととなっております。</p> <p>続いて下をご覧ください。こちらと同じく全国の事例として岐阜県のほうでの平成16年にフッ素洗口を開始しました事例で、こちら園児、保育園、幼稚園、小学校、中学校とフッ素洗口を行って、中学生まで行った結果12歳で虫歯が激減していったとい</p>

	<p>う経緯の結果がご覧になれます。</p> <p>では続いて10ページをご覧ください。こちらと同じくフッ素洗口を行っての変化で、北海道の実例ですが、こちらはフッ素洗口を行ったお子さんと、行っていないお子さんでの各学年においての虫歯が半数以下に減っていたという事例となります。</p> <p>続いて下の表をご覧ください。こちらは大人の事例となりますが、時間がたっても継続しているということが調査されたということになります。</p> <p>こちらは保育園、小学校、中学校でフッ化物洗口を経験した方がその後30歳時点で虫歯の数がどうなったかを見ているものになりますが、左端、保育園、小学校、中学校で実施した方は未実施の11.67本の方に比べ3分の1以下で、大人になっても持続効果が表れているということが報告されております。</p> <p>では続きまして11ページに行きます。8番目、8020と医療費。歯が多い高齢者は医療費が少ないと。下の図をご覧ください。歯の本数が多いほど、かかっている医療費が少ない。こちら50代、70代の医療費レセプト調査による結果でございますが、歯の本数が多いほど1か月当たりの医療費が低くなっているということになります。左側が医療費、そして右に行けば0本から28本歯が残っているものとなります。一番やはり70代のほうが医療費が高くなりますが、右に行けば行くほど歯の本数が多いほど医療費が抑えられ、歯の本数を残すこと自体も医療費抑制に効果があるということになりますので、やはり子どもたちにかかわらず高齢者に向かっても歯を残せるようにすることが非常に必要というふうになっております。12ページをお願いします。それらのことも踏まえ、豊見城市民全員がこの沖縄、本市の健康寿命は悪化の一途をたどっておりますが、それを再び延伸させ、そして生涯にわたって、誰かと「食べる」「話す」「笑う」日々を送れるように、条例の制定を考えております。今、沖縄県内では平成31年に沖縄県が条例制定しています。県内の市町村では未制定となっております。本市ではこのようなことを目指し条例の制定をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>説明ありがとうございました。ただいまの内容について委員の皆様のご質問、またはご意見がございましたら、お願いします。はい、田名委員どうぞ。</p>

田名委員	<p>今のこのフッ化物洗口で久米島町とか天妃小学校とか、数字を見ると本当に驚きで、もう今すぐにでもやっぱり豊見城市もやったほうがいいかなと思っています。それとは別に、私の友人が那覇で歯医者をやっているんですけど、僕も30年ぐらい付き合っているんですけど。本土の人間なんですけど、彼の考え方は皆さんも差し歯とかブリッジとかいろいろやられている方が多いと思うんですけど、それを完璧にやって、でも10年も20年もこの歯に関してはもう来るなというぐらい完璧に仕上げたい。すごく完璧主義の先生なんですね。それで言い方は悪いんですけど、コンビニと同じぐらい歯医者があると。沖縄県に関しては。だからコンビニが多いですよね。その数だけ歯医者があるとされていて、やはり歯医者の先生も僕らがちゃんと選んで、いい先生、悪い先生を見極めないと駄目かなと思ったりします。極端な言い方をしますが、当然患者さんがたくさん来るともうけますので、ある程度、きれいには治さなくて、また1年後に来てもらおうとか。この歯に関してはもうちょっとお金が取れるから、もっと来てもらおうとか。そういう先生が多いらしいんですね。だから、そういう言い方は大変失礼かもしれないんですけど、そういうのを僕らが、一人一人が見極めながら外国でもあったように、治療歯科ではなくて予防歯科が大事だと。僕もこの友達に言われて半年に1回は歯の掃除に行きます。それによって歯石を取ったりとか、フロスが一番大事とか、いろいろなことを聞きながら、どんどん知識も入ってくるんですけど、それプラスこのフッ化物洗口ですか。これはもう今すぐにでも進めるべきかなと思いました。</p>
市長	<p>ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ下條委員。</p>
下條委員	<p>フッ化物をやると、すごく劇的に減っているなと思いますけど、これはやったら長く、大人になっても少なくなっている。何かコーティングとかをする感じになりますか。コーティングができる感じなんですか。</p>
健康推進課長	<p>このフッ化物洗口は、お子さんであれば毎日とか週1回とかという形で行っていくというふうにはされていますが、その効果が、ちょっとコーティングによるものなのか何かということですが、ちょっと今はお答えはできないんですが、今この研究ですがこれ以外にも幾つか長く続くというような研究事例が今、いろいろ</p>

	ろ出てきているような様子が見えます。
下條委員	小さい頃にやって30代までも虫歯にかかりづらいのはいいなと思って、何かコーティング効果があるのかなと思ったんですけど。
教育部長	フッ化物洗口に伴ってですね、フッ化ナトリウム液というものでうがいをするんですけども、それで虫歯を減らしていく。仕組みとしては、基本的にこのフッ化物が歯に取り込まれることでエナメル質が酸に溶けにくい歯になるということですね。もう一つは再石灰化の促進。虫歯になりかかった歯から溶け出したカリウムなどが再び歯の表面に戻ろうとする再石灰化をやるので、この歯の修復を促進するというのと、あと虫歯菌の活動を弱めたりするというような効果がどうやらあり得る。やはりコーティングに近い形に。ちょっと弱っているものが、フッ化物をやることでエナメル質が強くなっていくという形になる。それがこの効果に出ているという趣旨なのかなと思っています。
市長	よろしいですか。じゃあ続いて骨子案。
福祉健康部長	すみません。今のにちょっと補足よろしいでしょうか。10ページのほうをお開きいただけますか。こちらのほうで下の表。大人の事例となりますが、時間がたっても効果は継続。フッカ洗口というところがあるんですけども、フッ化物を経験した方が30歳でやっている人とやっていない人の効果を表したものなんですけれども、未実施では11.67で実施のところでは3.91ということで、やはりやっている人、やっていない人では結果として差が出てきているところでもあります。
市長	この新潟県弥彦村ですかね。ここでは今言う部長からの説明の中では、中学校まではやっていたんだけど、その後、公教育を卒業してから30までの間というのは独自の手法でやったかどうかは分からないとしてということですね。
福祉健康部長	そうです。
市長	中学校までは確実にやっているというデータにしても、これだけの効果が出るということ。
福祉健康部長	はい。
市長	分かりました。ではそれに基づいて条例案。条例案というか、それに基づく骨子案。はい、お願いします。
福祉健康部長	②のほうをご説明させていただきます。こちらのほうは豊見城

	<p>の歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についての骨子案ということで、読み上げて説明に代えさせていただきます。</p> <p>まず目的、本市に暮らす市民の皆様が健康で質の高い生活を営む上で、歯科口腔保健が基礎的、かつ、健全な食生活の実現や社会生活等の質の向上等に重要な役割を果たすことから、市が行う歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定め、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民全体の健康増進、健康寿命の延伸及び生涯にわたる歯・口腔の健康を獲得するとともに、健康格差の縮小に寄与することを目的としております。</p> <p>基本理念、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は次の3項目を基本理念といたします。1、歯科疾患の予防及び歯科疾患の早期発見、早期治療の取組の推進。2、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた歯科口腔保健の適切かつ効果的な取組の推進。3、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図り、総合的かつ計画的な歯科口腔保健の取組の推進。</p> <p>続きまして計画策定、市は歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めます。</p> <p>続きまして計画策定の基本的施策、1、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。2、乳幼児期、学齢期、成人期、妊産婦とする期間及び高齢期のそれぞれの時期における特性に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。3、歯磨き、フッ化物応用その他の科学的根拠に基づく効果的な歯科疾患予防のための対策に関すること。4、障がい者、介護を必要とする高齢者に対する定期的な歯科検診の受診等又は歯科医療の受診の促進に関すること。5、歯科口腔保健の効果的な実施に資する調査研究に関すること。6、その他歯科口腔保健の推進に必要な施策に関すること。以上でございます。</p>
市長	<p>ありがとうございます。骨子案としての目的、基本理念から計画策定等。施策についてのことですけれども、その点についてご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>

市長	ありがとうございます。では特にないようでございますが大丈夫ですか。はい、宮城委員。
宮城委員	細かいことですが、表記に関する事で目的の下から2行目。これは生涯にわたる歯・口腔の健康とあるんですけど、これは歯科になるんですか、それとも歯・口腔ということでのことなんです。物としての歯。口という意味での歯・口腔ということになるんですか。
福祉健康部長	歯科ではなく「歯」で、よろしいです。
宮城委員	だから物として「歯」。口という観点の「歯・口腔」でいいんですね。
福祉健康部長	はい。
備瀬委員	それでいいと思います。
市長	ありがとうございます。よろしいですか。大丈夫そうですね。はい、ありがとうございます。それでは議題3については終了いたしたいと思います。ありがとうございました。 次に議題4 豊見城市総合教育会議に関する要綱の一部改正についてでございます。事務局からの説明をお願いします。
総務課長	議題4になります。資料をご覧ください。よろしいでしょうか。議題4 豊見城市総合教育会議に関する要綱の一部改正についてになります。 この概要といしましては、この要綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の第1項の規定に基づき成立する豊見城市総合教育会議の組織及び運営に関し定めるものでございます。 2の改正理由につきまして、要綱第3条第2項に副市長に関する内容が規定されておりますが、関係者として副市長の意見を聴取する必要がある場合は、第5条の規定で対応できることから第3条第2項の規定については削除いたします。また、令和7年度の組織体制の改革に伴い総務企画部の部名を改める内容となっております。 2ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。第3条の見出しを「構成員」に改めます。第3条の第2項を削除いたします。第8条中の「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改めます。施行期日につきましては令和7年4月1日から施行する内容となります。第9条におきまし

	<p>て、会議録の運営に関し必要な事項については市長が会議に諮って定めることとなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。説明は以上になります。</p>
市長	<p>ありがとうございます。ただいまの内容についてご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。そもそも確認できるから削除したということですね。はい、ありがとうございます。それではこの内容で改正したいと思いますのですが、よろしいでしょうか、皆様。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
市長	<p>ご了承いただきました。ありがとうございます。これで議題4については終了といたしたいと思います。</p> <p>本会議での議題は以上でございますけれども、その他事項等、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。ほかにありますか、大丈夫ですか。それでは会議は以上となります。</p> <p>令和6年度第3回豊見城市総合教育会議を閉会したいと思います。皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。</p>